

ガラスくず類・せともの類の分け方と出し方

ガラスくず類

- 飲料や食料品以外のびん、割れたびん、油分の多いびん、窓ガラス及びガラス製品が対象となります。
- 壊れていない窓ガラスや水槽などのコンテナからはみ出すものは粗大ごみ扱いになります。
- 割れたガラスの尖ったものは、新聞紙等に包んで出してください。



【出し方】

- ガラスくず用コンテナに入れて出す。
 - 午前8時30分まで出す。
- 月1回収集**



せともの類

- せとものや陶磁器製の食器、花瓶、灰皿などが対象となります。
- 壊れていない置物などでコンテナからはみ出すものは、粗大ごみ扱いになります。
- 家庭園芸用の素焼きの鉢や陶磁器製の鉢などは対象となりますが瓦など建築廃材は対象外となります。



【出し方】

- せともの用コンテナに入れて出す。
 - 午前8時30分まで出す。
- 月1回収集**



有害・危険ごみの分け方と出し方

- 有害ごみ・・・蛍光灯、電球、水銀体温計、乾電池など
- 危険ごみ・・・包丁、果物ナイフなど(刃先を新聞紙などで包むこと)
 - ・携帯ガスボンベ、スプレー缶などガスが充填されたもの(中身を出しきること。穴はあけなくてもよい)
 - ・ガスライター、未使用の花火、マッチなどの引火物。



【出し方】

- 有害・危険ごみ用コンテナに入れて出す。
 - 午前8時30分まで出す。
- 月1回収集**



小型二次電池(充電式電池)のリサイクルについて
量販店の店頭には設置されている「回収ボックス」を利用してリサイクルしましょう。

